令和5年3月28日

第 33 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

- 1. 令和5年3月28日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室に おいて、第33回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これ を招集した。
- 定刻までに参集した委員は次のとおりである。 2.

議席番号	1番	村	井	貞	治
IJ	2番	中	尚	博	晃
IJ	3番	片	Щ		裕
IJ	4番	野	呂	栄	_
IJ	5番	村	尾	哲	郎
IJ	6番	土	居	義	和
IJ	7番	Ш	合		_
IJ	8番	井	Ш	和	彦
IJ	9番	落		雅	美
IJ	10番	石	尚		渡
IJ	12番	曽	我	貴	彦
IJ	13番	Щ	本	秀	弘
IJ	14番	金	子	秋	雄
IJ	15番	坂	本	政	隆
IJ	16番	細	Щ	正	己

3. 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号 11番

均 有 田

4. 本日、この会議に参与したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会 事 務 局 長 濱川龍一 庶 務 係 主 任 小 島 祐 子 農地係主事 篠原 司

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地転用計画に係る意見書について(区域除外)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和5年度余市町 農業委員会活動(案)について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

議 長 定刻になりましたので、ただ今から第33回余市町農業委員会総会を開会 いたします。

ただ今の出席委員は、15名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、11番有田委員は所用のため、欠席する旨の届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案5件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

- 一 同 議長指名。
- 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。 3番・片山委員、10番・石岡委員のご両名にお願い申し上げます。 それでは、案件の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。

なお、議案第1号については、議案の撤回の申し出がありました。 番外から説明をいたさせます。

濱川局長 議長、番外。

議 長 はい、番外。

濱川局長 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして説明させていただき ます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、令和5年3月14日付けで許可申請書の提出があり、同日受理したものでありましたが、令和5年3月27日に、申請者から許可申請書の取下げの申し出がありましたことから、余市町農業委員会会議規則第24条第1項の規定により、議案の撤回の承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 議案第1号につきまして、撤回するとのことにご異議ございませんでしょうか。 4 番 はい、いいですか。

議 長 はい、4番・野呂委員。

4 番 理由について、もしよければお伺いしたいんですけれども。

議 長 はい。

濱川局長 議長、番外。

議 長 はい、番外。

濱川局長 ただ今の4番・野呂委員のご質問でございます。諸般の事情ということで聞いておりますけれども、この借主につきましては■■■■で4月から新規就農するということで聞いてございます。それで、■■■■と余市町については離れ地ということになりますので、そこで耕作するということに多少の不安が出てきたのではないかなと話を聞く中で感じましたので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

議長はい、よろしいですか。

4 番 はい。

議 長 他にご異議はありませんか。

一 同 異議なし。

議 長 それでは、ご異議がないようですので、議案第1号につきましては、議 案の撤回を承認いたします。

(8番・井川委員 退室)

次に、議案第2号 農地転用計画に係る意見書について(区域除外)を議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 議長、番外。

議 長 はい、番外。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読説明させていただ

きます。

議案第2号 農地転用計画に係る意見書について(区域除外)。

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律に基づき下記の者から農用地区域除外の申し出があったので、これが転用計画に係る意見書の可否について審議採決願いたい。

令和5年3月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、余市町■町■■■番地、■■■■。申請 農地、■町■■■番■の内、公簿畑、面積■■■㎡。転用目的につきまして は、農家用住宅建築のためでございます。備考につきましては、都市計画区 域内、農用地区域内、第1種農地でございます。

6ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道■■■■線の沿線の色塗り部分の土地でございます。

補足説明といたしまして、申請番号1番は、■■氏が住宅を建築するため、申請農地を農業振興地域内農用地区域から区域除外する必要があることから、余市町長に意見を求められたものであります。

以上、1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろし くお願い申し上げます。

- 議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。
- 10番はい、議長。
- 議 長 はい、10番・石岡委員。
- 10 番 第1種農地というのは原則転用不許可、まあ公共の事業は別ですけれども、ただし例外として農家用住宅を建てる場合は許可できるということになっていますけれども、今回の問題ですけれども、この土地について過去に数年前に■■さんに家を建てさせたいという申し出があって、それがうまくないということになって、去年の段階で今度は土地が数か所に分かれているうち、一部の家を建てるところだけの土地を申請人の■■さんに移譲したわけですね。それで、問題は■■に勤めている本人が果たして農業者と言えるのか、農業従事者と言えるのかということですね。その辺の設定がちょっと、家を建てたい、建てさせたいという気持ちはわかりますけれども、はたしてどうかなということで皆さんに諮ってほしいなと思います。
- 議 長 はい、これについては局長からお願いします。
- 濱川局長 10番・石岡委員のご質問にご答弁申し上げます。まず、過去の数年前に家を建てたいといった話があるということなんですけれども、そちらの方に

つきましては、公の場なのか、それ以外の場なのか、私の方では把握しておりませんので何とも言いようがございませんけれども、今回、令和4年5月の総会ですけれども、その時に贈与を受けました農地は、■■■■ m²ということで■反程となってございます。そういったことで本人にも確認してございますけれども、農地の所有者である本人は農業を行っているということでございます。確かに■■にも勤めておりますけれども、農業の方もやっているということでございましたので、私どもといたしましては申請書が出された段階では受理しておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 石岡委員、それではよろしいですか。
- 10 番 まあ、先程言いましたけれども疑問点がいっぱいあるんですよね。どうして最初の段階で、別に移譲しなくても、除外申請なり或いはこの農家用住宅を建てるということでの申請をしなかったのか。
- 議 長 それは、本当に申請したのかということですか。数年前の話ははっきりしていないんでしょう。みんなの話の中で出ただけであって、委員会には上がってきたことなんですか。
- 10 番 いろいろと難しい問題ですけれども、例えば■■に勤めていて、1週間に何日か何時間かわからないけれども、手伝える状況は確かにあると思うんですけれども、それを農業従事者と言えるかどうかということなんですね。現に言っているのは、第1種農地だから農地を大事にしようという前提で私は考えます。それでこの関係については、東部の人間も西部の人間もあそこに家を建てるなんてそれ論外だべやという声が結構聞こえてくる。それで農業委員会として後での沽券に関わるかなという部分も気になるかなと心配しているんです。
- 議 長 去年5月に一部の農地をやって経営移譲しているということは、農業者として認めている、皆さんが認めたということなんですよ。その中で、この農業経営者が家を建てるということは、別に問題ないかなと。その奥さんがやったり、使用人を使ってやっても、経営者としての住宅というのはいいのかなと。
- 10 番 農業者として、先程の5月に移譲したんだから認めたという言い方をしていますけれども、私はそうじゃないと思います。これから自分の■■■に移譲していく段階で、結局年齢をある程度とってくると心配になって、将来のために移譲しておこうということもあるわけですよね。ですから、あくまでも農業に従事するということは別個なことだなというふうに私は考えます。

- 議 長 でも、一応、経営移譲したということになっているんでしょ。経営移譲と いうことは農家をやっているという、経営者ということじゃないでしょう か。
- 10 番 そちらの方はちょっとわかりませんけれども、あそこに■■■■がありますよね。経営移譲したのであれば例えば■■■の出荷組合の方に名義変更なりするとか、そういうことが行われてもいいんだけれども、そういうこともないし、どうもそれが見えてこないと。
- 議 長 ■■の方の出荷物とか、そういうのは名前は変わっていないと。局長、それについては。
- 濱川局長 10番・石岡委員の再度のご質問でございますけれども、農業者ということでございますけれども、正直申しまして、農業者の定義についてははっきりとしたものは国の方からは示されておりません。例えば、販売している農家であれば販売農家ということでございますし、まあ本州に多くいらっしゃいます兼業農家といったこともございます。また自給的農家といった名称もございますので、そういったことでは、申請者につきましては■■に勤めておりますけれども農業の方もやっているということでございますので、兼業農家ということでくくられるのではないかと考えておりますので、ご理解の程お願い申し上げます。
- 議 長 どうですか、石岡委員。
- 10番 他の委員がありましたら。無かったらいいです。
- 5 番 はい、議長。
- 議 長 はい、5番・村尾委員。
- 5 番 この所得申告はどういうふうになっているんですか。ここの土地に関わる 所得申告が。
- 議 長 はい、番外。
- 濱川局長 5番・村尾委員のご質問でございますけれども、今回の申請にあたりまして、そちらの方の内容につきましては詳しく私どもとしては把握しておりませんので、ご理解の程よろしくお願いいたします。
- 5 番 はい、議長。

- 議 長 はい、村尾委員。
- 5 番 ちょっと、わからないということは問題あるんじゃないかと思います。ど うしますか、確認しますか、それとも改めて確認しますとか。
- 議 長 まあ、確認して、なっていなかったら指導しますというのではだめです か。経営移譲したんなら、したようにしてもらわないとということです。 本人に確認した方がいいですか。
- 5 番 本人確認よりも、別途書類の提出を受けるとか、そういうことの確認が必要ではないかと思いますけれども、どうでしょうか。
- 議 長 ここで暫時休憩いたしたいと思います。

(休憩時間 午後1時46分~午後1時50分)

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 事務局の方から再度ご説明いたします。

濱川局長 議長、番外。

議 長 はい、番外。

濱川局長 先程のご質問等の中で、私の方からちょっと説明不足がありましたので、再度説明させていただきたいと思います。国の方で示されております「農地法関係事務に係る処理基準について」という農地法関係事務の基準がございます。その中で、耕作または養畜の事業とは、耕作または養畜の事業が反復または継続的に行われることを言い、必ずしも営利の目的であることを要しないとなってございます。ということでは、販売しなくても耕作または養畜の事業に該当するということでございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

- 議 長 今の局長の説明で皆さん、理解できましたか。納得できませんか。
- 5 番 はい。
- 議 長 はい、村尾委員。
- 5 番 面積要件はないのかな。売るか売らないかは自由だという答えですよね。 売らなくても、経営者がその道をどう選択するかは自由だということなん だけれども、その面積的な問題というのは一切ないんですか。

議 長 はい、番外。

濱川局長 5番・村尾委員の再度のご質問でございます。先月の総会におきまして、 農地法第3条の下限面積の撤廃ということで示させていただいてございます。国の農地法第3条の基準につきまして変更がなされまして、本年4月1 日からは、本町でいいますと3,000㎡、3反以上の面積でなければ農地を取得することができないといったことが4月1日以降撤廃されることになってございます。また、先程も言いましたように、今回の申請者につきましては■反の面積を所有しておりますので、そういった下限面積の関係ではクリアされているということでございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

議 長 はい、よろしいでしょうか。

5 番 その下限面積のクリアについて、私が言っているわけでなくて、販売しなくてもそれは問題がないんだ、届をしなくても問題がないんだという答えが出てきているけれども、いくら面積を持っていても、いくら生産しても、販売をした、していないということを届けるか、届けないかは本人の要するに実態に基づいた自由でありますよという内容の説明だけれども、それで本当に実態を正しく表現していることになるのか。1反の人も、1町の人も、3町の人も販売をしなければ届をする必要がないんですよという解釈なのかどうか。実態に基づくという意味で、1町であろうと、1反であろうと、実態として販売していなければそういう届をする必要はありませんよという答えをしていのであれば、そのように答えをしてください。

濱川局長 議長、番外。

議 長 はい、番外。

濱川局長 5番・村尾委員の再度のご質問にご答弁申し上げます。販売してですね、 実態に基づいて届出をするということでございます。私が思いますには、届 出をするということであれば税務署の関係なのかなと思ってございます。そ ういったことでは、本人のご意思に基づいて届がなされるものであると思っ ておりますので、そこは本人のご意思にお任せになるのではないかと思って おりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

5 番 はい、議長。

議 長 はい、村尾委員。

5 番 このケースの話と税務署の問題について、我々がどう認識するかというと、また相当次元の違う感じになりつつあるんだけれども、税務署側としては、税務署の話をするから何かおかしくなるんだけれども、税務署側としては本人から申告がなければ掌握ができないのか、それとも税務署側が自主的に実態を把握するということで申告をさせる形にするのか、そこのところは税務当局はどういう取扱いをしているんだろう。本人が出さない限りは絶対に把握できないのか。税務署は自主的に見て、把握することができるのか。だから、あんた申告に来なさいって言うのか。そこのところ難しい課題なんで、質問というより興味的な意味で話をするんだけれども、どういうもんでしょうかね。

議 長 はい、番外。

濱川局長 5番・村尾委員の再度のご質問にご答弁申し上げます。ちょっと私の方で言い過ぎたというか、税務署の名前を出しましたけれども、実際に税務署の方に確認しているわけでもございませんので、これ以上私の方から言うことは難しいかなと思っております。ご理解の程よろしくお願いいたします。

議 長 村尾委員、よろしいでしょうか。

別個な話だけれども、別個でもないんだよね。実態として、主体は税務署 5 番 なのか、申告をする本人なのかという課題の話だから。まあ今、確たる返答 をせよというそのものは無理なんだけれども、税務当局でないから、事実関 係について確認をしていないから。だから懇談的な意味合いで私は申し上げ ているんだけれども、いずれにしても本人が申告をしない限りは自由な販売 でありませんという形で物事が進んでいきますというね、こういう解釈を他 の場合もやってよろしいのかどうか。そこのところは最初から申し上げてい るように、税務当局の権限でもあるし、義務でもあるし、農民の方の義務で もあるし、権利でもあるというような複雑な関係であると思うんですよね。 あえて確たる答えは求めませんけれども、こういう場合にはそういう問題も 含めた形の中で話を進めていかなければならないという、今後、他に累を及 ぼすようなケースだと思うんです。こればかりじゃなくてこういうことが起 こり得るわけですよ。所有農地はあるけれども、申告はしません。実態とし ては売ってるのか、売っていないのかがわからないというね、それで世の中 が通っていくんですとね、そういうことなのかどうか。このケース以外の場 合もですよ、そう思いませんか。

10番はい。

議 長 はい、10番。

- 10 番 さっき事務局長からの説明の中で、利益を利潤を追わなくてもいいという説明があったんですね。それを考えてみた時に、当然売る人もいるけれど、例えば農業従業員のために宿舎を建ててやるということについては当然認められる内容になっていくわけですよね。ですからその人方は利益を求めないというか、全てを利益追求という部分にやってしまうと変な形になりますので。それで次の段階の回答が、経営をやっていればいいんじゃないかということでの村尾委員からのそういう部分での指摘もあったわけですから、一つはその、次の段階ではその辺も検討課題の中で入っていくべきじゃないかなと思います。
- 議 長 まあ、今後の検討課題をということで、この議案第2号についてはよろし いということですか。
- 10番 あと、この件についてはいいと思いますが、どなたか他に意見があれば出してもらっていいと思います。
- 議 長 はい。議案第2号につきまして、他にご意見ある方いらっしゃいますか。
- 13番はい、議長。
- 議 長 はい、13番・山本委員。
- 13 番 今、賛成しようか反対しようか、というか自分の中で結論を出そうとしている中で、販売の利益を出さなくていいということであれば、1町なら1町移譲を受けた中で、例えば家庭菜園的なものをつくって自分達で消費して、残った面積は草刈りしたり何だりして、農地の形状を守っていけるのであればいいという考え方でいいのかなと思いまして。私の中でちょっと疑問があったもんですから。

濱川局長 議長、番外。

議 長 はい、番外。

濱川局長 13番・山本委員のご質問にご答弁申し上げます。まず、ちょっと転用とは別なんですけれども、農地法第3条につきましては、先程から言っていますように、営利を目的としない、農地を農地としての形状で維持していくということで、農地法第3条は許可要件となってございます。そういったことで、それに付随いたしまして、今回転用が出てきたということでございます。ですから、農業という、先程も言いましたように、くくりといたしましてははっきりとした明確なこういったというものはございませんが、この度の申請につきまして私どもといたしましては受理させていただいたというこ

とで提案させていただいたものでございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

- 議 長 山本委員、よろしいですか。
- 13 番 はい、わかりました。
- 議 長 それでは、議案第2号につきまして、他にご意見がないということで、提 案のとおり可と決定してよろしいでしょうか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 はい。それでは、議案第2号につきましては、提案のとおり可と決定いた します。

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題に 供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 議長、番外。

議 長 はい、番外。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第3号につきまして朗読説明させていただ きます。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第4条の規定による許可申請書の 提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和5年3月28日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、余市町■町■■■番地、■■■■。土地の表示、■町■■■番■の内、公簿現況ともに畑、面積■■■㎡。事業内容につきましては、農家用住宅建築のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和5年11月4日まででございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のhの規定に該当するでございます。

備考につきましては、都市計画区域内、農用地区域内、第1種農地でございます。

8ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道■■■■線の沿線の色塗り部分の土地でございます。

農地法第4条調査書につきましては、9ページから10ページに記載して

おります。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく お願い申し上げます。

- 議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、申請のとおり可 と決定いたします。

(8番・井川委員入室)

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題に 供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 議長、番外。

議 長 はい、番外。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第4号につきまして朗読説明させていただ きます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第5条の規定による許可申請書の 提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和5年3月28日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、貸主、■■町■町■■■■■■番地、■■、借主、■■町■■■■■■番地、■■■■■■、代表取締役 ■■。 土地の表示につきましては、■町■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、面積■■■■■㎡、外■筆、計■筆で合計面積■■■■㎡。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和6年3月31日まででご ざいます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcの規定に該当するでございます。

備考につきましては、都市計画区域内、農用地区域内でございます。

12ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道■■■■線の沿線の色塗り部分の土地でござ

います。

農地法第5条調査書につきましては、13ページから14ページに記載しております。

なお、本申請は、第80回北海道農業会議総会での申し合わせにより、北海道農業会議への意見聴取が必要となるため、来月の4月25日に開催される北海道農業会議常設委員会に諮り、許可相当の場合は、北海道農業会議会長専決に基づき許可書を交付いたしたいと考えております。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく お願い申し上げます。

- 議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、申請のとおり可 と決定いたします。

次に、議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和5年度余市町農業委員会活動(案)についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました議案第5号につきまして朗読説明させていただきます。 議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和5年度余 市町農業委員会活動計画(案)について。

令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和5年度余市町農業委員会活動計画(案)について、別紙のとおり本会に付議する。

令和5年3月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

16ページをお開き願います。

令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)でございます。

農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要について記載しております。

17ページをお開き願います。

最適化活動の目標でございます。

農地の集積の現状及び課題について、管内の農地面積は1,420ha、これまでの集積面積は1,202haとなっており、集積率は84.6%となっております。

課題といたしまして、経営主の高齢化、担い手不足による遊休農地化、農地の分散等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっております。

目標でございますが、今年度の新規集積面積は10ha、今年度末の集積面積

は1,212haとしております。

遊休農地の現状は3.4 h a 。課題は、経営主の高齢化と担い手不足による遊休農地の発生防止と解消であります。

解消目標面積は、4haのうち0.8haとしております。

なお、現状の面積と目標の面積が合いませんが、目標で使用する面積が令和3 年度の面積となっていることから違うものであります。

18ページをお開き願います。

新規参入の促進でございますが、令和元年度は14経営体、37.1ha、令和2年度は7経営体、14.2ha、令和3年度は10経営体、23.6haとなっております。

課題といたしましては、担い手の高齢化が進んでいる中、新規就農者を育成・確保し、就農後の定着を図るため、関係機関等と連携を図り、情報収集を行い、意欲ある新規就農者等の確保に努めます。また、既に就農している新規就農者のフォローアップを行うこととしております。

最適化活動の活動目標ですが、日数目標は1人当たり月5日としております。 活動強化月間の設定ですが、8月に農地パトロールによる遊休農地の発生・解 消等、12月、2月に農地利用の意向確認を目標としております。

新規参入相談会への参加は1回、北海道新規就農フェアへの参加を目標として おります。

19ページをお開き願います。

次に、令和5年度余市町農業委員会活動計画(案)でございます。

余市町の農業は、明治時代に始まり、令和を迎えた今日まで、恵まれた気候風 土と地の利を活かし、先人のたゆまぬ努力により果樹と野菜の食料生産基地とし て重要な役割を果たしてきました。

昨今は、後志自動車道が余市町まで開通するなど道路網の整備が順調に進む中、 一大消費地である札幌市やインバウンドで賑わう倶知安ニセコエリアをターゲットとし、高付加価値な農産物を広域的販売に繋げられるかが重要な課題となっております。

余市町農業委員会は、これまで継続して取り組んできた地域農業発展のための諸施策と今日の課題を踏まえ、農業構造の改善を推進してきましたが、近年は担い手・後継者不足が深刻化しており、更に、新型コロナウイルスの影響により、外国人研修生の受入れも先行きの見えない状況が続き、地域農業の人手不足が加速化され、その解消に向け、早期に働きかけるとともに、新規就農者の受け入れや農地の利用集積の促進など、農地利用の最適化の推進に関して活動目標を設定し、着実な成果を上げていくことが求められております。

また、10年後を見据えた農用地等の利用者を示す地域の目標地図を作成する

など、昨年の農業経営基盤強化促進法等の一部改正による国の施策にも対応しなければなりません。

このような諸課題を踏まえ、農業委員会系統組織の全国統一理念のもとに、全 農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会 として、関係行政庁及び団体と連携協力しながら、本町農業の振興、農業者の経 営と生活の安定向上を目指すとともに、農地行政関係業務や農業経営の合理化・ 効率化に資する業務などに精励し、農業委員一人ひとりが責任を持ってかつ積極 的に啓蒙啓発・相談・情報収集活動に取り組み、「地域農業者と共に行動する農業 委員会づくり」を基調とした活動に努め、地域農業者の期待に応えるべく取り組 みを推進します。

- 2、活動計画の重点事項及び取り組みとしまして、7項目挙げております。
- 1)優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の発生防止・解消。
- 20ページをお開き願います。
- 2) 農地流動化の促進と利用増進の推進。
- 3) 地域農業振興対策の推進。
- 4) 担い手の育成・確保対策の推進。
- 5) 農業者年金業務の推進。
- 21ページをお開き願います。
- 6)情報提供の推進。
- 7) 農業委員会組織としての役割。

以上、議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和5年度余市町農業委員会活動計画(案)についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 議案第5号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。
- 10番はい、議長。
- 議 長 はい、10番・石岡委員。
- 10 番 地域農業振興対策を推進する中に、加えてほしいといったらおかしいですけれども、実はつい最近■町にいる人と話す機会があって、その方はミニトマトを20町以上作っているらしいんですけれども、労力は大丈夫なのかという話をしたら、余市から1人いるけれどあとはみんな小樽なのでその確保が大変だと、或いは■の方の果樹農家からとか。ある程度公募して4~5人集まって、その1人が全然仕事ができないので申し訳ないけど休んでもらえないかという話をしたら他の人達も一緒に辞めてしまったと、却って悪くな

るんですよね。要するに使う側の私達も高齢になってきますけれども、町で働いてもらう人も相当高齢になってきているんです、働いてもらう人も。確かに1年中きちんと労働条件を整えて使ってやれればいいんですけれども現実的にはそうもいかないということが非常に多くて。何とか振興するためには、まず労働力を確保する道を何とか考えないとというふうに思っておりますので、どうでしょう、考えてもらうわけにいきませんか。文章的にはちょっと私下手なもので作れないですけれども。

議 長 労働力の確保についてですね。

濱川局長 議長、番外。

議 長 はい、番外。

濱川局長 10番・石岡委員のご質問にご答弁申し上げます。労働力の確保ということでございますけれども、このたびの計画案の中でも、担い手の育成・確保対策の推進ということがございます。その中では労働力ということに特にふれてはございませんけれども、様々な課題等の中では担い手の不足ということも言っていますし、労働力の確保につきましても当然、石岡委員が言われるように大事な課題になってございます。ということで、今回の中にはどのように入れるかについては今の時点では言えませんけれども、5年度の中に入っていなければ、石岡委員の方から説明されて、皆様にも十分切実な課題であるとは捉えられていると思ってございます。来年度以降、もしこちらになければ明記させていただきたいと思っております。そういうことでご理解の程よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいですか。

10番はい。

議 長 この問題は、私が農業委員をやらせてもらった当初から出てましたよね。 私も何かこのことについて質問した記憶があります。 今の局長の説明でよろしいでしょうか。

10番はい。

議 長 それでは、議案第5号につきましては、提案どおり可と決定してよろしい でしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号につきましては、提案のとおり可 と決定いたします。どうもありがとうございます。

> 以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第33回総会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。

(閉会宣言の時刻 午後2時22分)(本会議所要時間 48分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 3番

議事録署名委員 余市町農業委員 10番